

**箱根町立学校の教員の  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年3月策定

箱根町教育委員会

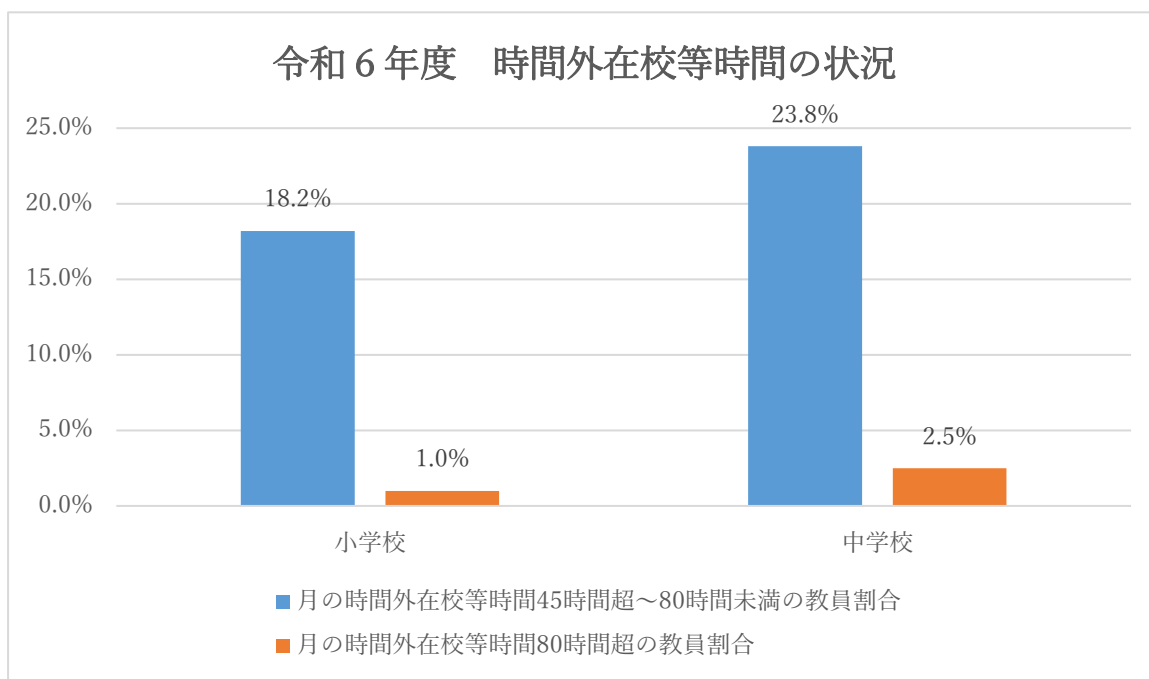
## 目 次

- 1 計画の趣旨、現状……………1
- 2 計画の性格……………1
- 3 箱根町の教職員の働き方改革の目標……………2
- 4 各学校に向けた箱根町教育委員会の働き方改革の取組…2
- 5 関連する取組、今後の実施状況の把握……………5
- 6 働き方改革加速化宣言……………6

## 1 計画の趣旨、現状

箱根町教育委員会は、令和2年4月に、学校と教育委員会が一体となって実現し、教職員がいきいきと働くことができる職場づくりを進め、子どもたちとしっかり向き合う時間を確保することによって、子どもたちの健やかな育ちにつなげることを目的に、「箱根町学校業務改善指針」を策定しました。その中で、

時間外勤務の上限の設定（月45時間 年360時間上限）の目標を掲げ、働き方改革の取組を進めてきましたが、依然として、月45時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。



また、令和7年3月には県の働き方改革に関する指針が改定され、併せて、「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言」が出されました。そこで、箱根町教育委員会と県教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、「箱根町立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」として策定し、子どもたちへのより良い教育を実現していきます。

## 2 計画の性格

- 本計画は、教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものです。
- 箱根町教育委員会は、本計画に基づき、町立小・中学校教職員における働き方改革を着実に推進します。
- 本計画の対象期間は、令和12年までの概ね5年とします。ただし、目標は令和11年までに達成することを目指します。
- 本計画は、国や県における新たな動きや、各校の実情及び目標の達成状況の検証を踏ま

え、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととします。

- 本計画を、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」とし、計画に位置付けた取組を着実に実施していきます。

### 3 箱根町の教職員の働き方改革の目標

教員の「長時間勤務の是正」とともに「ウェルビーイング※の向上」を図るため、次のとおり県・市町村教育委員会共通の目標を設定します。

#### 長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	月 45 時間超の教員の割合	0 %
	年 360 時間超の教員の割合	0 %

#### ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※ ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいいます。

### 4 各学校に向けた箱根町教育委員会の働き方改革の取組

町教育委員会は、この計画の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。

なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において、それぞれの取組について調整を図っていきます。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ① 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

○登下校時の見守りについては、教員以外の人材等を活用して行っています。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

○放課後から夜間等における校外の見回り及び児童生徒が補導された時の対応について、学校による対応は原則行わないこととします。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理

○給食費の無償化及び公会計化は既に実施していますが、引き続き、学校徴収金の徴収・管理に係る教職員の負担軽減を図っていきます。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

○地域と組織的な連携・協働体制が図れる学校運営協議会を設置しています（コミュ

ニティ・スクール)。地域と協働して学校運営を図れるよう、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めていきます。

- (オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - 各校に自動音声応答機能付き電話機を設置し、夜間や週休日等の電話に対応しない環境の形成に努めます。
  - いじめなどの重要案件の法律相談について、県教育委員会のスクールロイヤーを活用し、学校からの相談に対応できるように努めます。

## ② 教員以外が積極的に参画すべき業務

- (ア) 調査・統計等への回答
  - 引き続き、各校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行うとともに、国や県の調査に対しても負担軽減について働きかけます。
- (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
  - 広報資料の作成に当たってのポイントをまとめた資料やテンプレート等の活用を通じて負担軽減を図るほか、ホームページの管理・運営の支援に教員以外の人材等の活用を進めます。
- (ウ) ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理
  - ICTに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できるよう、専用のヘルプデスクによる支援を行うほか、システム改修等による負担軽減を検討していきます。
- (エ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮
  - 児童・生徒の休み時間における安全への配慮について、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教員以外の人材の支援を得られるよう努めます。
- (オ) 校内清掃
  - 教員は児童・生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、用務員や外部委託により実施するように努めます。
- (カ) 部活動
  - 「箱根町立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動において、年間指導計画を作成するとともに、授業日及び休業日それぞれの年間の休養日の設定を徹底し、計画的な活動を促進します。
  - 中学校の部活動については、地域展開に向けて総合型地域スポーツクラブへの指導委託の充実を検討するとともに、部活動指導員の活用を図ります。

## ③ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- (ア) 給食の時間における対応
  - 給食の準備・片づけについて、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教員以外の人材の支援を得られるよう努めます。

#### (イ) 授業準備

- ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援の活用による負担軽減を進めます。
- 学習プリントの印刷等を行うスクール・サポート・スタッフの配置・拡充について、引き続き国及び県に要望します。

#### (ウ) 学習評価や成績処理

- 指導と評価の計画の活用や、教材の共通化を進めるほか、効率的に学習評価や成績処理をするため、スクール・サポート・スタッフの活用などを検討します。
- 校務支援システムの導入により、児童・生徒情報の入力効率化を図ります。また、情報の入力に当たっては、教員以外の人材によるデータ入力について検討します。

#### (エ) 学校行事の準備・運営

- 箱根町が実施する行事等の精選を図ります。併せて、各校における行事等の精査を促進し、各校で実施した取組については共有し、各校における改善に生かします。

#### (オ) 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

- 教育相談センターを中心に、教育と福祉が連携し、児童・生徒の状況やライフステージ等に応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することで、個に応じた支援環境のより一層の充実を図ります。

### (2) 個別業務の役割分担及び適正化

#### ○ICT環境の整備・活用

教職員一人に一台のタブレットパソコンを配備するとともに、各教室に大型ディスプレイ・無線LAN環境を整備し、効果的でわかりやすい授業を推進します。

### (3) 勤務時間

#### ○勤務時間の適正管理

勤怠管理システムにより教職員の出退勤時刻の実態を把握するとともに、学校長を通じ適宜指導を行います。

#### ○休暇取得環境の充実

夏季・冬季休業期間中に日直勤務を行わない日を一定期間設定し、教職員が年次休暇等を取得しやすい環境を整備することにより、十分な休養や充実した自己研鑽の時間を確保します。併せて、個々の年次休暇の取得日数の目標を15日以上とします。

#### ○電話応答システムの運用

電話応答システムを運用し、勤務時間外における電話対応を自動化し、教職員の勤務時間の短縮を図ります。

#### ○学校事務職員の36協定の締結

小・中学校に勤務する学校事務職員について、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、教職員の労働組合である西湘地区教職員組合と協定を、毎年締結します。

#### (4) 教員の意識改革

##### ○小学校における教科担任制の導入

小学校においても、教科担任制を一部導入することにより、高い専門性と技能を活かした授業を通し、児童の学習意欲や知識・理解を高めるとともに、担任以外の教職員との関わりを通じた児童のコミュニケーション能力の向上を目指します。また、担任の空き時間の確保に伴い、時間外勤務の短縮を図ります。

#### (5) 学校を支える人員体制

##### ○教育相談センター等の運営

児童・生徒やその保護者、教職員の様々な教育相談に応じます。教育相談コーディネーターと連携して支援教育のサポートを行います。また、教育支援室（にじいろ）を運営し、不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む）を行うことにより、その学校復帰や社会的自立を支援します。

##### ○個別指導支援スタッフ及び介助員の配置

学習支援や日常生活等への介助が必要な児童・生徒に対応するため、個別指導支援スタッフ及び介助員を各小・中学校に配置します。

#### (6) その他

##### ○学校施設の大規模改修・改築

平成30年に策定した「箱根町学校施設の長寿命化計画」に基づき、児童・生徒や教職員が安全で安心して学校生活を送ることができるようにするため、老朽化が進む学校施設等の長寿命化改修及び改築を計画的に実施します。

##### ○教室等への冷暖房設備の設置

季節に関わらず、安定した教室環境を整えることにより、児童・生徒と教職員が健康的に学校生活を送ることができるようにするため、教室等に冷暖房設備を適宜設置します。

### 5 関連する取組、今後の実施状況の把握

- 取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、箱根町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 長時間勤務の是正にかかる目標の達成状況については、本町で導入している勤怠管理システムで把握し、ウェルビーイングの向上にかかる目標の達成状況については、県が実施する意識調査の結果から把握します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、適切な人員配置や施設管理を行うなど、教育委員会からの支援を強化します。

## 神奈川の教員の働き方改革加速化宣言

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

令和7年3月28日

神奈川県教育委員会

県域※の市町村教育委員会

※ 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の30市町村